

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日(木)14時00分～14時40分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	10番	高橋 泰登	11番 佐々木 崇
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	15番 中司 睦枝
	16番	江田 敏道	17番	米田 健一	19番 渡邊 直行
		(欠員 1人)			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	—————
金野 省三	小川 隆三	—————	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明申請について

議案第48号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

第2 議案(報告事項)

報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第53号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について

報告第54号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について

報告第55号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について

報告第56号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議会の議事に移らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。</p> <p>農業委員総数は19名中で、本日の出席委員は18名、欠席委員は0名、欠員1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は14番・松森 智委員、15番・中司 睦枝委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第45号、申請番号129番から143番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号129番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は畑、面積は272㎡です。 譲り渡し理由は兼業による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では、玉ねぎやジャガイモなど、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。</p> <p>この申請については、10月3日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号130番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は原田町梶山田の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,478㎡です。 譲り渡し理由は労力不足による経営縮小、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。 なお、当該農地では、ネギを栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号131番と132番につきましては、関連案件のため一括してご説明いたします。</p> <p>権利の種類は、期間3年間の賃借権の設定です。 申請地は原田町梶山田の計2筆、現況地目は畑、面積は合計で3,180㎡です。 貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能及び兼業による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、お茶を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号130番から132番までの申請については、10月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号133番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町綾目の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,097㎡です。 譲り渡し理由は農業後継者に贈与、譲り受け理由は農業後継者としてです。 なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号134番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大原の1筆、現況地目は田、面積は1,206㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、水稻を栽培する申請となっております。</p>

申請番号135番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町大原の1筆、現況地目は畑、面積は284㎡です。
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、栗の木を植える申請となっております。
申請番号133番から135番までの申請につきましては、10月7日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号136番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町貝ヶ原の3筆、現況地目は田、面積は合計で235㎡です。
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、水稻を栽培する申請となっております。
この申請については、10月7日、櫻本委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号137番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は向東町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で622㎡です。
譲り渡し理由は、農業廃止、譲り受け理由は、新規耕作者としてです。
なお、譲受人は、当該農地に隣接した住宅を取得、セカンドハウスとして使用し、当該農地では、ネギや大根など、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、10月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号138番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は132㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号139番と140番につきましては、関連案件のため一括してご説明いたします。
権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は因島土生町の計4筆、現況地目は畑、面積は合計で203㎡です。
譲り渡し理由は高齢及び遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号141番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の1筆、現況地目は畑、面積は491㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号139番から141番までの申請については、10月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号142番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町荻及び宮原の5筆、現況地目は畑、面積は合計で1,467㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、10月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号143番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は595㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、10月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号129番から143番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

議長

他にありませんか。

(補足説明なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号129番から143番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を申し上げます。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第46号、申請番号96番から113番を議案書をもとに説明)

申請番号96番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は吉和町の10筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1682㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は資材置場用地で、土砂再生砕石、建材置場が計画されています。

譲受人は吉和町に本店を置く、主に土木工事などを営む法人であり、この度、申請地を取得し、資材置場用地として利用したいというものです。

この申請については、10月3日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号97番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町白江の1筆、地目は田、農振農用地区域外、314㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場9区画が設置されています。

譲受人は美ノ郷町に本店を置く、主に食品機械の製造などを営む法人であり、この度、申請地を取得し、従業員用の駐車場として利用しているというものです。

なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号98から102及び104番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町白江の全2筆、美ノ郷町本郷の全3筆、木ノ庄町木門田の1筆の3か所、地目は田、農振農用地区域外、2筆の合計825㎡、3筆の合計1,113㎡及び859㎡の太陽光発電設備全3か所の転用計画で、太陽光パネル126枚が1か所、142枚が1か所、148枚が1か所、発電量はいずれも49.5kwパネル142枚にのみメンテナンススペースが計画されています。

申請地は美ノ郷町の全5筆が市街化調整区域、木ノ庄町木門田の1筆が都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

譲受人は、大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

関連案件の申請番号103番は、先程の申請と転用事業者が同一のため、一部割愛して説明いたします。

申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町本郷の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、207㎡の一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置場用地で、隣接地への太陽光発電設備設置工事施工に伴う一時的な進入路兼駐車場3区画、太陽光発電設備資材置場が計画されています。

譲受人は、この度申請地を借り受け、太陽光発電設備設置に伴う進入路として一時的に使用したいというもので、一時転用期間は令和6年12月29日までで、以降は農地として使用予定です。

申請番号97番から104番の申請については、10月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。

申請番号105番、申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は原田町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計139.74㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場1区画が計画されています。

譲受人は、長江に本店を置く主に、建築工事などを営む法人であり、この度申請地を取得し、付近の山林に立ち入るための駐車場として利用したいというものです。

この申請については10月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号106番・107番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、106番が賃貸借による権利の設定、107番が売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大田の全3筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,963㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、ユニットハウス及び事業用資材置場が計画されています。

譲受人は、御調町内に本店を置く、ユニットハウスの製造・販売及びリース業などを営む法人で、この度事業拡大に伴い、申請地を取得して、ユニットハウスや事業用の資材置場として利用したいというものです。

この申請については、10月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号108番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、29㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は墓地用地で、墓石1基が計画されています。

借受人は、この度、申請地を借り受けて墓石を設置したいというもので、墓地埋葬法に基づく墓地経営許可が見込まれております。

この申請については、10月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号109番及び110番も関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は向島町の全4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計344.04㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅1区画、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、向島町に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地1区画を販売したいというもので、都市計画法に基づく建築許可が見込まれております。

本件は、建築条件付きという、分譲住宅用地への転用事案ですが、この条件付きについては、これまで造成のみを目的とした転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正により、住宅については、転用事業者と土地購入者が売買契約を交わすことや分譲地の全てを販売することができないと判断した場合は、残地に転用事業者が自ら住宅を建設することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものでございます。

この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号111番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振地域外、268㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場8区画が計画されています。

譲受人は、因島田熊町に事業所を置く、外国人技能実習生受入事業などを営む法人で、現在駐車場が不足していることから、この度申請地を取得して、来客用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、10月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号112番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、214㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積58.79㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、義理の父から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、10月8日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号113番、申請内容は一時転用を目的とした使用貸借による権利の設定です。

所在は瀬戸田町福田の6筆、地目は畑、農振農用地区内、合計3,706㎡のうち0.32㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、昭和42年から51年頃土地改良事業を行った地域であり、農地区分は農用地区域内農地に該当いたします。

一時転用目的は営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル260枚、発電量48.0kw、パネル面積431.59㎡、設備全体面積1,410.82㎡、支柱111本です。

転用面積の0.32㎡は、太陽光発電設備の支柱111本の合計面積です。

本件は、令和3年10月19日付で許可を受けた一時転用の更新にあたり、引き続き3年間の一時転用を行いたいというものです。

借受人は、兄から申請地を借り受けて、パネル下部でレモンの栽培を継続して行うというものです。

パネル下部のレモンは、平成30年に苗木から植栽しております。

本設備はパネル間隔も広く、採光も十分確保されており、また、施肥・予防・剪定など肥培管理も適切に行われ、順調に育成したことから、令和4年より収穫及び出荷を開始しております。

収穫量も年々増加しており、来年以降には、更新の許可基準である地域の平均的な単収の8割の収量が見込まれております。

この申請については、10月9日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で営農者立会いのもと、現地調査を行い許可の更新が妥当であることを確認いたしました。

なお、本件は営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明なし)

ございませんか。

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号96番及び113番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また申請番号113番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第47号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第47号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第47号、申請番号51番から60番を議案書をもとに説明)

申請番号51番、原田町梶山田の1筆、現況地目は雑種地、面積は570㎡です。

利用状況は、平成15年頃から農機具や車両置場として使用し、現在に至ります。

農振農用地区域外、第1種農地、この土地は土地改良法による換地処分がなされているため第1種農地ですが、非農用地区域設定、農地として利用されないものとしての設定がされています。そして都市計画区域外です。

この申請については、10月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号52番、西藤町の1筆、現況地目は宅地、面積は14㎡です。

利用状況は、昭和42年から宅地への進入路及び車庫として利用され、現在に至ります。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、10月3日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号53番、高須町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,798㎡です。

利用状況は、平成8年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、10月3日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号54番、高須町の1筆、さきほどの申請番号53番の隣接地です、現況地目は原野、面積は1,798㎡です。

利用状況は、平成16年に隣地が宅地造成された時の擁壁工事において、当該農地の畑の土が搬出され、岩盤状態となり、耕作不能となっている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、10月3日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号55番、浦崎町の1筆、現況地目は宅地、面積は194㎡です。
利用状況は、昭和23年頃に住宅が建築され、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、10月4日、高橋委員、渡邊委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号56番、百島町の9筆、現況地目は山林、面積は合わせて3,973㎡です。
利用状況は、平成5年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、10月4日、高橋委員、渡邊委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号57番、百島町の1筆、現況地目は宅地、面積は92㎡です。
利用状況は、昭和39年に家を建築し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号58番、百島町の1筆、現況地目は宅地、面積は92㎡です。
利用状況は、昭和62年頃に納屋を増築し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
申請番号57番、58番については、10月4日、高橋委員、渡邊委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号59番、御調町綾目の1筆、現況地目は山林、面積は67㎡です。
利用状況は、平成3年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、10月7日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号60番、向島町の1筆、現況地目は宅地、面積は43㎡です。
利用状況は、平成5年に隣接地に建設されたアパートが、誤って当該土地に越境して建てられており、現在に至っている状況です。
農振区域外、第3種農地、市街化区域です。
この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

(補足説明なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号51番から60番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第48号「改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」(農地中間管理機構分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第48号、「改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。

（議案第48号、申請番号182番から183番を議案書をもとに説明）

申請番号182番、向島町岩子島の1筆、地目は現況登記ともに畑、面積は727㎡です。

利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、契約期間は令和6年11月2日から令和16年12月31日です。

借受人は、向島町岩子島に在住の認定新規就農者で、野菜の栽培を予定しています。

申請番号183番、因島中庄町の1筆、地目は現況登記ともに畑、面積は1,387㎡です。

利用目的は花壇苗、権利の種類は賃貸借権の設定で、契約期間は令和7年1月1日から令和26年12月31日です。

借受人は因島重井町に所在する認定農業者である株式会社で、本件以外にも農地中間管理機構を通じて因島中庄町内の農地を借り受けています。主に花壇苗を栽培しており、解除条件付きでの貸借となります。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

（補足説明なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号182番から183番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第51号から第56号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

（活動状況報告：省略）

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

（その他・連絡事項について説明）

議 長 　　ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局 　　(質疑応答)

議 長 　　それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。
閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長 　　長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。
本日はご苦労様でした。
